

とび・土工工事業の許可業者に係る経過措置期間

を跨ぐ工事の施工におけるQ&A

Q 1

平成26年6月4日付けで公布された「建設業法等の一部を改正する法律」の附則第3条第1項の規定により、解体工事業が新設された施行日時点（平成28年6月1日）でとび・土工工事業の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の建設業許可を受けずに解体工事を施工することができるという、とび・土工工事業の許可業者に対する経過措置が設けられている。

そこで、当該経過措置業者が、経過措置期間が満了する前に契約した解体工事について、平成31年5月31日までに解体工事業に係る建設業許可を受けずに、工期内に経過措置期間が満了してしまった場合、経過措置期間が満了した後も引き続き工事を施工することはできるか。

（回答）

引き続き工事を施工することはできない。引き続き施工するためには、経過措置期間が満了する平成31年5月31日までに解体工事業の許可を受ける必要がある。

また、当該経過措置の対象となるとび・土工工事業者が、経過措置期間が満了する平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可申請をした場合、経過措置期間の経過後、当申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。つまり、平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を申請すれば、経過措置期間の満了日の翌日の平成31年6月1日から解体工事業の申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、引き続き解体工事を施工することができる。

以上のことから、引き続き解体工事を施工するためには、少なくとも経過措置期間が満了する平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を申請しなければならないということになる。そのことを怠った状態で、経過措置期間が満了した後も引き続き解体工事を施工した場合は、違法となる。

なお、当該解体工事の請負金額が税込500万円以上の場合は「建設業法」に抵触することになる。

一方、当該解体工事の請負金額が税込500万円未満の場合は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に抵触することになるが、その場合、土木工事業または建築工事業のいずれか1つでも建設業許可を受けていれば、法に抵触することはない引き続き施工することができる。

Q 2

建設業法第29条の3では、「許可の取消し等の場合における建設工事の措置」に関する規定があり、建設業法第3条第3項の規定により有効期間が経過したため許可がその効力を失った場合、第28条第3項若しくは第5項の規定により営業の停止を命ぜられた場合、又は第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消された場合において、注文者の同意があれば、その効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる」と規定されている。また、同条29条の3第4項では、その場合、建設業者は当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、建設業者とみなすと規定されている。

以上のことから、経過措置期間が満了する前に契約した解体工事について、発注機関の同意があれば、当該経過措置業者が、平成31年5月31日までに解体工事業に係る建設業許可を受けなくても、工事を施工することは法的に問題ないと思われるがいかがか。

(回答)

経過措置期間を跨ぐ工事の施工については、建設業法第29条の3は適用されないため、発注機関からの同意があつたとしても違法となる。

理由として、経過措置期間の満了については、建設業法第29条の3で規定する建設業法第3条第3項の規定により有効期間が経過したため許可がその効力を失った場合、第28条第3項若しくは第5項の規定により営業の停止を命ぜられた場合、又は第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消された場合のいずれも該当しないので、建設業法第29条の3は適用されないことになる。

○関係法令【建設業法】

(許可の取消し等の場合における建設工事の措置)

第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失った場合にあっては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十八条第三項若しくは第五項の規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前二条の規定により建設業の許可を取り消された場合にあっては当該処分を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、許可がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、二週間以内に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

2 特定建設業者であつた者又はその一般承継人若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規定により建設工事を施工する場合には、第十六条の規定は、適用しない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができる。

4 第一項の規定により建設工事を施工する者で建設業者であつたもの又はその一般承継人は、当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、建設業者とみなす。

5 建設工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する許可がその効力を失ったこと、若しくは処分があつたことを知つた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができる。

解体工事の追加に伴うとび・土工事業の経過措置について

